

深谷市PR用ラッピングトラック貸出要綱

(趣旨)

第1条 この規則は、市民産業振興団体等の公益活動を支援するため、市が所有し、管理する深谷市PR用トラック(以下「トラック」という。)を公務に支障のない範囲において貸出すことに関し、深谷市物品規則(平成18年1月1日規則第62号)第13条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 貸出しの申請をすることができるものは、次に掲げる市内在住の個人または団体とする。

- (1) 農業関係者または団体
- (2) 商工業関係者または団体
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

(使用目的)

第3条 トラックの貸出しは、次に掲げる目的(宗教および政治活動を目的とする場合を除く)に使用する場合に行うものとする。

- (1) 本市のPRに資する事業の実施及び参加。
- (2) 広告宣伝車として本市のPRに資する活動の用に供するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めた活動の用に供するとき。

(貸出期間)

第4条 トラックの貸出期間については、借受団体が実施又は参加する事業期間を含む前後1日とする。

(貸出及び返却日時)

第5条 トラックの貸出し及び返却は、土日祝日(年末の12月29日から年始の1月3日までを含む)を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、貸出し及び返却の日時を変更することができる。

(使用申請)

第6条 トラックを使用しようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の3箇月前から5日前までの間に、深谷市トラック使用許可申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) トラックを運転する者(以下「運転者」という。)の運転免許証
- (2) テールゲートリフター(トラックの荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。)の操作業務(当該トラックに荷を積む作業又は当該トラックから荷を卸す作業(以下「荷役業務」という。)を伴うものに限る。以下「テールゲートリフター操作業務」という。)を行う場合にあつては、当該操作業務を行う者が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項の特別の教育を受けたことを証する書類
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(使用の許可)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、深谷市トラック使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(安全基準)

第8条 テールゲートリフター操作業務を行うときは、トラックの停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等のトラックの逸走を防止する措置を講じなければならない。

2 荷役作業を行うときは、墜落による当該作業に従事する者の危険を防止するため、当該者は保護帽を着用しなければならない。

3 その他関係法令を遵守しなければならない。

(経費負担)

第9条 トラックを使用しようとする申請者は、別表に定める額を経費負担として市長が定める日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、貸出しの経費負担を免除することができる。

3 第6条の規定により許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、トラック返却の際は軽油燃料を満タンにして返却しなければならない。

(使用の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、トラックの使用を取消し、トラックの返還を命じることができる。

(1) 災害等の緊急で、かつ、やむを得ない事由により、トラックを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 運行上その他の事情でトラックに支障が生じたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

(5) その他市長が使用することが適当でないとき。

2 市長は、前項第1号及び第2号の場合に限り、前条の規定により納付した経費負担の全額又はその一部を返還するものとする。

3 トラックの貸出が不可能となったことにより、使用者側に発生したいかなる損害についても市は保証しない。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、トラックを転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出し及び返還)

第12条 トラックについては、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、同じ場所に返還するものとする。

2 使用者又は運転者（以下「使用者等」という。）は、トラックの使用を終えたときは、トラックに備え付けてある運転日報への記載及び清掃を行い、市の検査を受けなければならない。

(交通事故の処理)

第13条 使用者等及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るととも

に、直ちに次に定める順位により、事故処理を行うものとする。

- (1) 第1順位 負傷者の救助処置及び救急車の要請
 - (2) 第2順位 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止措置
 - (3) 第3順位 所管の警察署への通報
 - (4) 第4順位 目撃者の確保及び現場状況の記録
 - (5) 第5順位 事故相手方の連絡先等の確認
 - (6) 第6順位 契約保険会社への事故状況の報告
 - (7) 第7順位 市長への事故状況の報告
- (事故等の届出)

第14条 前条第7号に規定する市長への事故状況の報告は、トラック事故届出書(様式第3号)により、使用者等が市長に届け出るものとする。

2 使用者等は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出しなければならない。

3 使用者等は、トラックをき損し、又は亡失したときは、遅滞なくトラックき損等届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者等は、事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自賠責保険及び任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

2 使用者等は、交通事故等を起こした場合、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者等の責任において、損害賠償を行わなければならない。

3 使用者等は交通事故以外でトラックをき損し、又は亡失したときは、使用者等の責任において現状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月31日から施行し、改正後の第6条の規定は、令和6年2月1日以降の使用に係る申請から適用する。

別表：経費負担

使用区分	一日あたり	使用料の発生する日数
深谷市PR用トラック	5,000円 ※市長が特に必要と認めた 場合には免除。	実際に使用する日のみ ※金曜日に借りて月曜日に返した場合でも、使用した日数が1日のみなら 使用料は5,000円となります。 但し、盗難、き損などについては、 使用者責任となります。